

## **第4部**

# **民事・商事・行政事件の 法制度改革の現状と課題**

# 第1章 民事司法制度改革の歩み

## 第1 民事司法制度改革の歩み

### 1 民事司法制度改革の流れ

#### (1) 戦後司法制度改革の足跡

司法制度は、戦後、幾多の大きな変革を経て現在のものに至る。戦後直後は、日本国憲法に則して裁判所法、弁護士法、司法試験法のほか、刑事訴訟法等の基本法の制定が行われた。昭和30年代には深刻化する訴訟遅延を踏まえ、裁判官の確保の方策等が検討され、裁判官等の給与の改善、裁判所調査官制度の拡充、専門部の拡充などの改革が行われた。昭和50年代末ころからは、民事訴訟事件の急増を受け、簡裁の事物管轄の拡張、簡裁の配置や地家裁支部の配置の見直し、更に弁護士任官の仕組みも構築された。1991（平成3）年には、司法試験合格者数の増加が行われ、1996（平成8）年には、利用しやすく迅速な裁判の実現を目指した民事訴訟法が改正された。

#### (2) 近時の民事司法改革の軌跡

その後、大きな改革が行われることはなかったが、裁判期間の長さ、弁護士費用の高さ、裁判所の行政よりのスタンス等の要因により、国家が国民に十分な法的解決を供給しているのかとの問題意識が生まれた。そこで、内閣の下に「司法制度改革審議会」が設置され、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関する必要な基本的施策の調査審議が行われた。その成果は、2001（平成13）年6月司法制度改革審議会意見書（以下、「司改審意見書」という。）として公表された。それは事後監視・救済型社会への変化や国際化の飛躍的進展等を想定して司法の機能と役割の強化を提唱し、そのために司法の容量を拡大し、「法の支配」を隅々まで浸透させて司法を国民にとって利用しやすく、頼りがいのあるものにすることが必要との認識の下、①制度的基盤の整備、②人的基盤の拡充、③国民の司法参加という3点の基本の方針を提唱するものであった。

その後、この基本の方針に則って司法制度改革を総

合的かつ集中的に推進する目的で、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、関連法案の立案作業等を進められ、2004（平成16）年12月までの間に、24本の司法改革関連の法整備がなされ、法科大学院制度、法テラス、裁判員制度の創設等が実現した。

### 2 残された課題と日弁連等の取組み

#### (1) 日弁連の取組み

2000年代の司法制度改革の動きは、広範かつ大規模な改革を実現したものの、民事・家事・行政分野をはじめ裁判所の司法基盤や法律扶助改革・アクセス費用等、司法分野での改革は部分的であり、手つかずの積み残し課題が多数残っている。このような状況を踏まえ、日弁連は、2011（平成23）年5月の第62回定期総会において、①民事司法改革諸課題について政府関係諸機関に対し強力な改革推進の取組と改革実施に必要な司法予算の大幅な拡大を求めるとともに、②当連合会内に整備される新取組体制のもと鋭意検討を進め、適時に提言を行うこと、③弁護士自身の意識改革、業務態勢の改革に努めるほか、法曹養成や研修を含めた弁護士の能力の向上に取り組むことの3点を内容とする「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」を行い、同年6月、民事司法改革推進本部（現・民事司法改革総合推進本部）を設置した。

そして、日弁連では、民事司法改革の基本的視点と方向性を明らかにし、日弁連が取り組むべき諸課題の全体像の把握及び改革運動の進捗状況を検証するための基本文書を作成することとし、2012（平成24）年2月、民事司法改革推進本部主導の下、関連委員会からの意見を集約してグランドデザインを策定した。その後、グランドデザインは、2013（平成25）年、2018（平成30）年、2022（令和4）年に改訂がなされている。

#### (2) 東弁の取組み

東弁においても、2013（平成25）年6月民事司法改革実現本部を設置し、東京三会の弁護士に対するアンケート結果集約、2014（平成26）年11月末報告書提出、後記3の「民事司法を利用しやすくする懇談会」（以下、

「民事司法懇」という。)の最終報告書指摘の課題を抽出し、最高裁判所との民事司法改革に関する協議テーマを検討して、同年9月からの日弁連と最高裁との協議の開始条件を整えるなどの活動を行っている。

### (3) 法友会の取組み

法友会は、民事司法改革について、弁護士会として各論的に一層の調査研究とこれを踏まえた建議が必要であると認識し、組織をあげて取り組むため、2019(令和元)年度より政策委員会内の部会として民事司法改革部会を立ち上げ、同年7月の総会では「利用しやすく期待に応える民事司法を実現するための改革に取り組んでいくことの宣言」を決議した。同部会は、民事司法改革に関する重要論点の検討、民事裁判IT化対応講座や『民事裁判手続のIT化と本人サポートの在り方を考える』シンポジウムの開催などの地道な活動を続けたところである。

## 3 「民事司法を利用しやすくする懇談会（民事司法懇）」の活動

2013（平成25）年1月24日には、研究者、経済団体、労働団体、消費者団体及び法曹関係者等34名の委員が5つの部会を構成する形で、民事司法懇を発足させた（事務局は日弁連が担っている）。民事司法懇は、司改審意見書の積み残しの課題を中心に網羅的な検討を加え、同年10月、最終報告書を発表したが、その内容は、国に民事司法改革の道筋をつける権限を持つ強い検討組織の設置、大がかりな事業を実現するために国と民間の協同を提言し、更なる改革の早期の実現の必要性を訴えるものとなっている。

## 4 日弁連と最高裁の協議の状況

### (1) 「民事司法改革課題に取り組む基本方針」の決議

日弁連は、この民事司法懇の提言を受け、2014（平成26）年3月「民事司法改革に取り組む基本方針」を明らかにした。同方針は、①司法アクセスの拡充、②審理の充実、③判決・執行制度の実効性の確保、④行政訴訟制度の拡充、⑤基盤整備の拡充については、改革・改善の実現に向けて速やかに取り組み、細目の改革課題の実現については、運用改善によるもの、従来の法改正プロセスによるもの、政府に新検討組織を設置して新たな法整備を図るもののはずれによるべきかを分類整理し、適切な方法を通じて実現を目指すとい

うものである。

### (2) 最高裁との協議スキーム

同方針の決議後、日弁連は最高裁と2014（平成26）年9月から協議を開始した。協議は、日弁連副会長と最高裁事務総局の局長等で構成される「親会」のもとに4つのテーマに沿って、①基盤整備部会、②証拠収集手段の拡充部会、③判決・執行制度の拡充部会、④子どもの手続代理人制度の充実部会の4つの部会が設置され、それぞれ活発な協議が行われた。

協議の結果、①基盤整備関係では、労働審判の支部拡充（3支部）、非常駐支部であった松江地家裁出雲支部の常駐化、計5か所での裁判官の填補回数増加が結実した。③判決・執行関係では、2019（令和元）年民事執行法・ハーグ条約実施法改正に至った。④子どもの手続関係でも、「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」について合意が成立し、最高裁事務総局から各地家庭裁判所へ文書が発出された。また、②証拠収集手段の拡充関係でも所要の成果を収め、現在法制審議会の部会開催に向けての動きが期待される。

## 5 政府等の動き

### (1) 与党議連・PTによる報告・提言の動き

2018（平成30）年3月、自民党所属の国会議員で構成された「国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟」（以下、「民司改革議連」という。）が創設され、4つの勉強会が設けられた。民司改革議連では、勉強会開催後の同年5月29日、総会において中間報告「グローバル時代にふさわしい民事司法基盤の確立のために」が承認され、同報告に基づき、政府に対して、司法アクセスの拡充、知財分野等における権利救済の実効化、独占禁止法における課徴金制度と手続保障の整備、国際仲裁、調停の活性化に向けた基盤整備等を進めることや、民事司法改革推進の体制を内閣の下に整備することを含め、推進体制の在り方の検討等の要望が行われた。

同年4月、公明党でも「民事司法改革に関するプロジェクトチーム」が設置された。日弁連、法務省、最高裁とのヒヤリングを経て、同年5月28日、公明党としても「経済財政運営と改革の基本方針2018等に向けた提言」を策定し、政府に対し、司法アクセス障害解消、司法過疎対策推進、司法制度の在り方や国民が利

用しやすい裁判制度の具体的方策検討のための体制整備等の要望が行われた。

## (2) 骨太の方針2018における「民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」旨の決議

日弁連等の地道な諸活動、民事司法懇報告書発表や与党議連等の力強い活動を受け、政府も、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（いわゆる骨太の方針2018）において、「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」等の方針を閣議決定した。

その後、骨太の方針は、毎年改訂されており、2023（令和5）年版には、国内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実・強化、司法分野のデジタル化の推進、国際仲裁の活性化などの必要性が指摘されている。

## (3) 関係府省庁連絡会議の設置と取りまとめ

日弁連や民司改革議連等により民事司法改革の取組体制の設置に向けた折衝が行われ、2019（平成31）年3月、内閣官房に民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が設置された。そして、2020（令和2）年3月10日には、取りまとめ「民事司法制度改革の推進について」を発表した。その主な内容は、①進展する国際化社会の中で民事司法制度に求められるもの（民事司法制度全般の国際競争力の強化、外国人から

も利用しやすい制度構築の必要性）、②国際競争力強化の観点から必要な改革（民事裁判手続等のIT化、民事裁判手続等の法制面や運用面における見直し、知的財産分野の紛争解決手段の更なる充実化、国際商事紛争について国際仲裁の活性化）、③国際化社会において必要なその他の改革（越境消費者紛争への対応力強化、増加が見込まれる在留外国人を当事者とする国内民事紛争の対応）等である。

## 6 今後の課題

今後取り組むべき課題は、多岐にわたるが、日弁連と最高裁の協議、関係府省庁連絡会議のとりまとめ、骨太の方針等でとりあげられるのはその一部に止まっている。今後は、グランドデザインが掲げる課題の優先順位をつけ、優先度の高いものにつき具体的な提言等にまとめ、関係機関に働きかけをしていくこと、そのための情報の収集と集約、人材の発掘と育成などが必要である。また、昨今のグローバル化、デジタル化により世界的な規模で社会に大きな変化が生まれ、市民の中に新たな類型の紛争が発生し、訴訟制度を中心とする紛争解決では対応しきれない分野が生じつつある。民事司法制度の改革にあっては、常に社会の新たな潮流に目を向け、既存の法制度との関係に配慮しつつも、新たな発想で取り組むことが必要である。

# 第2 司法アクセスの拡充

## 1 司法アクセスの更なる拡充の必要性

司法アクセスの拡充の必要性については、2001（平成13）年の司改審意見書に指摘され、2004（平成16）年の総合法律支援法の成立以降、総合的な司法アクセスの改善を図る体制が整えられてきたが、同法に基づき日本司法支援センターが設立された後も、我が国における民事司法制度の利用は増加したとはい難い状況にある。このことは、我が国の司法アクセスに対する障害が、十分に解消されていないことを意味するとも考えられる。

こうした状況を受けて、日弁連の民事司法改革グランドデザイン（2022〔令和4〕年2月18日改訂）は、①提訴手数料の低・定額化の立法活動を行うべきである、②被害者法律援助制度の国費化が必要である、③民事

訴訟法に障がいのある訴訟当事者に対する民事訴訟手続における合理的配慮にかかる費用は国の負担とする旨の規定を設けるべきであるとするなど、経済的側面からのアクセス障害の解消の必要性を指摘している。

## 2 提訴費用の低・定額化

現行の提訴手数料は、現在訴訟事件の経済的価値である訴訟の目的の価額に応じて所定の額を順次加算して算出する「スライド制」が採られているが、スライド制の下では、訴額が大きければ提訴手数料も大きくなり、裁判手続へのアクセス障害となってしまう。国民の裁判手続へのアクセスを容易にし、司法を利用しやすくするためには、訴訟費用を合理化する必要があり、提訴手数料の体系を見直し、低額化の検討が不

可欠である。この点、日弁連では、提訴手数料の上限を設けると共に、提訴手数料の大幅な低額化と定額化を図る趣旨の「提訴手数料の低・定額化に関する立法提言」を2010（平成22）年3月18日に発表しているところであり（提訴手数料の上限を訴訟物の価額が5億円を超える場合の10万円とし、5億円以下の部分を6段階に分けて定額化し、下限は訴訟物の価額が100万円以下の場合の1,000円とする等提言している。2014〔平成26〕年の日弁連の第26回司法シンポでも取り上げられている。）、2022（令和4）年第208回国会において成立した民事訴訟費用法の改正を含む民事訴訟法等の改正法の衆参両院での附帯決議においても言及があるところである（いずれも第9項）。法友会としては、提訴手数料の低・定額化の実現を期すべきである。

また、裁判手続のIT化に即したインセンティブの点からも手数料については十分な配慮が必要である。この点については、民事訴訟費用法の改正においてインターネットを用いてする申立てにおいて若干の差が設けられたものの、いまだその額等は十分ではない。この点は、2021（令和3）年6月18日付閣議決定「成長戦略フォローアップ工程表」の趣旨に反しているところであるし、上記の附帯決議において言及がなされた（いずれも第1項）ところもある。更には上記改正直後の2022（令和4）年5月27日付内閣府規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」では改正の不十分さが浮き彫りになり、同年6月7日閣議決定「規制改革実施計画」では手数料の引き下げが明示されるに至っている。

以上を踏まえ、日弁連では、「より利用しやすい民事司法とITの時代に即応した提訴手数料等の在り方に関する立法に向けた提言」を2024（令和6）年1月18日に発表している。①提訴手数料の低・定額化及び②裁判手続のIT化に即したインセンティブとしてふさわしい提訴手数料の減額を総合した全体としての構想及び実現への道筋などが示されている（①については、2010（平成22）年の提言を引き継いでいる。）。

法友会としては、提訴手数料の低・定額化の実現を期すべきである。

なお、定額制には、濫訴の弊害を招くとの指摘があるが、イギリス、アメリカ等で採用されている実態や、原子力損害賠償紛争解決センターにおける実情等を検証の上、具体的な弊害発生の蓋然性を踏まえ、仮に弊

害が予想されるときには、その除去のための合理的な抑止策等が何かを検討する必要がある。

### 3 民事法律扶助における償還制から給付制への移行

我が国の民事法律扶助制度は、償還制を採用しており、この制度を利用する被援助者は、訴訟費用の立替払を受けうる一方、事件終了後に立替払いを受けた金額を原則償還する必要がある。この制度は、民事法律扶助制度を有する諸外国の中では異例の制度で、いまや実質的には我が国だけが採用する制度といえる（生活保護受給者は、経済的利益がない限り、償還の猶予、免除がされている。生活保護を受給していない同様の資力水準にある者〔準生保〕も免除が受けられるが、資力回復困難要件を課せられるなど限定的である。）。我が国でこのような償還制が採用された背景には、国家予算による支援を受けられない時代を経て、国家予算での支援が始まった以降も予算規模が拡大しない中で、償還を受けることで少ない予算で広く民事法律紛争の解決のための支援を行うという理念が採用されてきたという歴史的経緯がある。しかし、裁判を受ける権利の実質的な保障、法の支配の貫徹した社会実現のための司法アクセス障害の解消という観点からすれば、援助金の償還義務の存在が司法へのアクセス障害となっていることは明らかであって、その解消は急務である。

日弁連は、2023（令和5）年3月3日開催の臨時総会において「民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議」を行い、国に対し、立替・償還制を改めて原則給付制を採用し、資力が一定程度を越えている利用者のみ負担能力に応じて負担する（応能負担）など、利用者負担の軽減を図ることを求めた（詳細は日本司法支援センター〔法テラス〕の課題の項を参照。）。日弁連、法務省、法テラスとの民事法律扶助に関する勉強会でも、民事法律扶助の法律相談者にアンケートを行うなどして、現状の課題を整理している状況にある。

給付制を採用している諸外国においては、訴訟費用の負担のために正当な権利の実現が阻まれている者を援助して権利を実現することが被援助者の自立支援につながり、依存状態の継続に伴う公的給付の支出を削

減できる利点もあると指摘されており、早急に、応能負担による給付制を実現すべきである。

法テラスの民事法律扶助業務の事業費は、2021（令和3）年度で約169億円、2022（令和4）年度で約167億円、2023（令和5）年度で約175億円である。2023（令和5）年度は、償還金100億8,154万円、免除は50億3,863万円であった。応能負担による給付制を採用した場合の事業予算規模等、具体的な制度設計も検討する必要がある。

その際にあわせて検討されるべきが、弁護士費用保険の拡充と活用である。弁護士費用保険は、いわゆる中間所得層の司法アクセス障害の解消手段であるが、扶助対象者が当該保険に加入するときは、民事法律扶助に頼らずとも、保険金支払により弁護士費用の補償を受けられる。もっとも、弁護士費用保険へのシフトを進めたスウェーデンにおいて、全体としてリーガルサービスが後退したとの指摘もあるし、具体的な紛争発生前の法律相談等には、保険適用に限界があることをも踏まえると、弁護士費用保険を原則的なもの、民事法律扶助を補充的なものと位置付けることには慎重でなければならない。

#### 4 民事法律扶助報酬基準の適正化

現在の総合法律支援法10条2項は、弁護士等は「総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、…総合法律支援の実施…のために必要

な支援をするよう努めるものとする。」として、かつて民事扶助協会が法律扶助事業を担っていた時代の民事法律扶助法の規定を、民事法律扶助事業の業務となつた以降においてもそのまま承継し、その報酬基準についても、いくつかの改定は経たものの、大筋において承継したままである。

この点についても、日弁連は、上記日弁連決議において、財政基盤の脆弱さから弁護士報酬が低廉に抑えられてきた民事法律扶助協会時代における扶助制度を継承した現在の状況を改め、民事法律扶助制度が権利実現のための持続可能な制度となるよう代理援助における弁護士報酬の適正化を図ることを求めた。

そして、日弁連では、民事法律扶助による弁護士報酬に関して、離婚関連事件に関する業務量調査を行ない、その分析結果を日弁連会員向けホームページに掲載している。

この分析結果からも、扶助報酬は手間のわりには報酬額が低い状況が明らかとなっているが、日弁連では民事法律扶助利用の破産申立て関連の業務量調査を行う予定である。適正な報酬が確保されない事態は、将来的な扱い手の減少や質の低下を招くことが懸念され、実質的な意味で国民の司法アクセスへの障害となりかねない。したがって、客観的資料の収集を行い、報酬基準の適正化も早急に実現する必要がある（詳細は日本司法支援センター〔法テラス〕の課題の項を参照。）。

### 第3 民事訴訟手続の改革

#### 1 民事訴訟法の改正

##### (1) 改正に至る道のり

近年のITの発展と普及に伴い、諸外国では、積極的に民事裁判手続のIT化に努め、その利便性を高めようとしてきた。その結果、欧米のみならず、シンガポール、韓国、中国でも、オンラインによる訴えの提起や準備書面等の提出、ウェブ会議等を用いた裁判期日の実施、訴訟記録の電子化、手数料の電子納付などが実現されている。

これに対し、我が国では、1996（平成8）年改正で、ファクシミリによる直送、電話会議システム及びテレビ会議システムの導入がなされたものの、その後は

2004（平成16）年にオンライン申立てに関する規定の整備（民事訴訟法132条の10）、2008（平成20）年にこれに基づく督促手続のオンライン申立てが実現されたにとどまり、IT化に向けた大きな進展がなかった。

このような中、政府は、2017（平成29）年6月の閣議決定（未来投資戦略2017）で、利用者目線で裁判手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、当年度中に結論を得るとの裁判のIT化を取扱う方針を明らかにした。そして、同年10月、内閣官房・日本経済再生本部に「裁判手続等のIT化検討会」を設置し、2018（平成30）年3月、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」をまと

めた。さらに、同年7月に公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設けられ、2019（令和元）年12月に法制上の論点を整理する報告書が発表された。このような動きを受けて、2020（令和2）年6月、法制審に民事訴訟法（IT関係）部会が設置され、2022（令和4）年2月法制審総会で改正要綱案が議決され、これを踏まえて同年4月に民事訴訟法及び関連法が改正された。

## （2）改正民事訴訟法の内容

弁護士の職務に関連する事項に絞って改正民訴法を概観すると、次のとおりである。

### ① オンライン申立ての義務化

弁護士は、これまで申立て等をしてきた書面をオンラインで申立てるよう義務付けられる。当事者等が書面申立てをした場合、裁判所がそれを電子化し、訴訟記録の一部とする。

### ② システム送達

相手方が書面に係る電磁的記録を事件管理システムに記録し、又は裁判所が当事者から受領した書面を電子化すると、弁護士が届け出た通知アドレスに電子メールによる通知が送られ、弁護士はそれを踏まえて閲覧、複製を行う。送達文書については、この閲覧又は複製によって送達の効力が生じる。

なお、相手方当事者が通知アドレスの届出をしていないときは、システムに記録された電磁的記録を印刷して相手方に郵送等で直送する。

### ③ ウェブ会議等を利用した弁論準備手続の見直し

相当と認めるときに、当事者の意見を聴いて、裁判所は、ウェブ会議等で口頭弁論や弁論準備手続の期日の手続ができるようになる。

### ④ 準備書面等の提出の促し

弁護士が所定の期間を経過しても準備書面の提出等をしない場合、裁判長は、裁判所書記官に提出等の促しをさせることができ、予定どおりの提出がないときは、その理由の説明が必要である。

### ⑤ 法定審理期間訴訟手続

迅速な裁判の実現のため、この審理に依る旨の決定の日から2週間以内に口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定し、そこから6月以内に審理を終結する審理手続が創設された。

### ⑥ 爭点整理手続

弁論準備手続、書面による準備手続及び準備的口頭

弁論は、現行法どおり維持される。

### ⑦ 書証

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（電子文書）の証拠調べについて、書証に準ずる規律を設けられる。電子文書の証拠調べの申出としての提出は、当該電磁的記録又はこれを電磁的方法により複製したものとする。

### ⑧ 証人尋問等

証人尋問についても、証人の出頭が困難な場合に加え、相当かつ当事者に異議がないときに、ウェブ会議の実施が可能になる。

### ⑨ 判決

判決は電磁的記録で作成され（電子判決書）、電子署名が行なわれる。

### ⑩ ウェブ会議等を利用した和解期日の見直し

相当と認めるときは、当事者の意見を聴いてウェブ会議の方法で和解期日における手続が行われる。

### ⑪ 訴訟記録の閲覧等

弁護士は、いつでも受任事件につき自己の端末からインターネットを通じて訴訟記録の閲覧及び複製ができる。

### ⑫ 手数料等の電子納付への一本化

オンライン申立てがされる場合には、送達費用と申立手数料が一本化され、納付方法はペイジーによる納付による。

### ⑬ 氏名等秘匿制度の創設

DV等の被害者の裁判を受ける権利を実質的に保障する観点から、裁判所の決定で、当事者又は法定代理人の住所等の全部又は一部を秘匿する制度が創設された。当該部分は、第三者のみならず相手方にも閲覧が許されない。

## 2 裁判所の動き

このような法改正に向けた動きに呼応して、裁判所は、2020（令和2）年2月以降、民事裁判手続のIT化的フェーズ1として、現行法下で可能なウェブ会議（マイクロソフト社のTeamsが用いられている。）による争点整理手続等を実施するようになった。当初の実施庁は、知財高裁及び高裁所在地の地裁8府にとどまつたが、同年5月に横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の5府が加わり、同年度中に全地裁本庁に拡大されるに至った。その後、2022（令和4）年7月に全支部に

において、同年11月、高裁の本庁及び支部において運用が開始された。

また、最高裁は、民事訴訟法132条の10に基づくオンラインによる訴えの提起等を可能にするための民事裁判書類提出システム（mints）を開発し、2022（令和4）年4月甲府地裁及び大津地裁（いずれも本庁）で運用を開始した。同年6月には、知財高裁、東京地裁（7か部）及び大阪地裁（2か部）にも運用が拡張され、2023（令和5）年6月全ての地裁本庁で、9月までに全ての高裁で、11月までには全ての地裁支部において運用が始まった。

### 3 改正民訴法の施行

上記1（2）の⑬（氏名等秘匿制度の創設）については、2023（令和5）年2月20日に、③（ウェブ会議等を利用した弁論準備手続の見直し）及び⑩（ウェブ会議等を利用した和解期日の見直し）については同年3月1日に、また、上記1（2）の③（ウェブ会議を利用しての口頭弁論期日）については、2024（令和6）年3月1日に、それぞれ施行されたところである。そして、2026（令和8）年春の全面施行が見込まれている。

## 4 当面の課題

### （1）弁護士に対する研修及び支援

民事訴訟法の改正や裁判所のmintsの運用拡大を受け、弁護士としては、その内容に精通するのは勿論のこと、IT化に伴う環境整備、セキュリティ対策（日弁連において、2022〔令和4〕年6月に「弁護士情報セキュリティ規程」〔会規第117号〕が設けられ、弁護士は、取扱情報の情報セキュリティを確保するための「基本的な取扱方法」を定める等をしなければならないこととされた。また、裁判所のシステムの利用方法についての弁護士等への周知も全面施行に向けて重要な課題となりつつある。法友会としては、これらのための研修会を開催するほか、技術面の支援活動等も行う必要がある。

### （2）IT化後のあるべき弁護活動・審理の在り方の研究

民事裁判手続のIT化、ことに書面の電子化は、管理コストを軽減するにとどまらず、争点整理案や和解条項の共同作成が容易になる、録画・画像データの提出が簡便になるなど、これまでの弁護活動や審理の在り方を改善させる契機となりうる。また、ウェブ会議

の導入は、一方で、柔軟な期日指定が可能になるだけでなく、依頼者の手続参加が容易となりその満足度を高める可能性もあるが、他方で、法律家だけの会話では足りず、常に依頼者に対する説明が必要になるかもしれない。また、書面による準備手続やTeamsの活用等による期日のあり方や書面等のあり方の変化の兆しもある。このように民事裁判手続のIT化は、弁護活動や審理のあり方を再考し、また、適切な裁判手続きを裁判所と協働して作り上げる重要な機会であり、法友会としては、弁護士の経験を通じて得た知見を集め、互いにこれを共有し、より良い裁判、より良い弁護士と依頼者間の関係を形成するよう努めなければならない。

また、実務上で発見された裁判所のシステムにおける利便性を阻害する要因等についても情報を集約して提言をしていく必要もある。

### （3）本人サポート体制の構築

日弁連は、2019（令和元）年9月、「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」において、IT技術の利用が困難な当事者本人に対して、IT面につき必要なサポートを提供することを公表した。その内容は、裁判所・日本司法支援センター等の公的機関によるサポート体制の充実度との調整を図り、また各弁護士会の実情に応じて人的・物的体制等も含めて、IT化の実施時までに具体的に検討を進めている。

改正民訴法は、オンライン申立てを士業者にのみ求め、一般市民はそれを強制するものではないため、本人サポートを必要とする者は、自らIT裁判を利用する届出（システム送達の届出）をしたもの、その利用方法が分からぬような者に限られよう。その意味で、本人サポートのニーズは、少なくとも当面は多くは見込めない。しかし、やがては一般市民に義務化される時代が到来し、本人サポートのニーズは高まるだろうし、それ以前であっても、高齢者、障がい者、傷病者、入院者をはじめ、自らはITを使えないもののこれを使った裁判を希望する者を支援する体制を整える必要がある。

国民の裁判を受ける権利と利用者にとっての利便性を中心に据え、隣接士業との業界問題も踏まえつつ、本人サポートの実現を図るべきである。

#### (4) システムに対する意見の集約及び反映

事件管理システムは、その設営者である最高裁が設計開発維持管理を行うが、上記のとおり利用者である当事者、弁護士の意見が反映される必要がある。法友会としては、自ら又は東弁や日弁連を通じて、仕様等に関する意見を引き続き集約し、最高裁にこれを伝えるよう促すべきである。また、障がい者の意見が事件管理システムに反映できるよう、その意見聴取の機会を設けるよう最高裁に働きかけるべきである。

#### (5) 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化

2021（令和3）年4月には、公益社団法人商事法務研究会「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」が発足し、その成果が同年12月に公表された。そして、2022（令和4）年4月、法制審議会に「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」が設けられ、同年8月に中間試案が発表され、パブリックコメントに付されたのち、2023（令和5）年1月要綱案に取りまとめられ、同年6月法律として成立した。今後のシステムの実装と施行に向けて最高裁との対話が進んでいる。なお、公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化については2025（令和7）年10月1日施行された。これにも留意を払うべきである。

### 5 将来の課題

#### (1) 情報・証拠収集手段の拡充

2003（平成15）年の民事訴訟法の改正により、文書提出義務の一般義務化、専門委員制度、鑑定制度の改革が進められたものの、相手方が有する証拠へのアクセス手段が限られ、不十分な証拠収集手続が改善されたとは言い難い。その状況を打破するため、日弁連が2012（平成4）年2月16日に発表した「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」及び2022（令和4）年7月15日に発表した「早期開示命令制度新設の立法提言」の実現に努めるほか、事案解明のための当事者協力義務の導入、訴えの提起前における当事者照会制度の実効化及び証拠収集処分の手続要件の緩和、依頼者・弁護士間の通信秘密保護制度の確立、訴訟等準備文書の秘匿制度の導入、調査嘱託の実効性確保、専門委員の活用の見直し、アミカスキュリエ（英米法系の裁判制度において「裁判所の友」

とも訳される制度であり、訴訟の当事者及び参加人以外の者が、裁判所に対して、事件の処理に有用な意見や資料〔アミカスブリーフ〕を提出する制度）の導入などを研究し、具体的な提言をまとめる必要がある。

また、被告の特定のために必要な情報や被告の所在を調査するために必要な情報（例えば住民票の記載事項、就業場所、郵便の転送先等）の取得制度の創設、秘密保持命令の導入など、新たな制度の創設についても具体的な検討が必要である。

これらの点については、現在、商事法務研究会の「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」（座長は畠瑞穂東京大学大学院法学政治学研究科教授）で議論が続けられているが、今後も情報収集を密にして、法制化に向けて研究を深化させなければならない。

#### (2) 民事判決のオープンデータ化

民事判決に関する情報は、紛争発生前には行動規範となり、その発生後は紛争解決指針の一となりうるものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。ところが、現在は、公開される事件が先例性の高いもの、社会的耳目を集めるものに限られ、ごく一般的な普通の民事事件の判例の情報が公開されていない。そのため多数の判例情報を蓄積し、AIを用いて紛争解決手続のサポートをする前提が整わない状況にある。この状況を克服するべく、2020（令和2）年3月、日弁連法務研究財團に民事判決オープンデータ化検討PTが設置され、2022（令和4）年6月、「民事判決情報の適正な利活用に向けた制度の在り方に関する提言」が取りまとめられた。そこでは、裁判所の情報管理機関に対する民事判決情報の包括的提供に係る法律的根拠の付与、情報管理機関の適格性の確保及びその業務の適正化を図る規律の制定などの考えが示された。その後、2022（令和4）年10月、法務省に民事判決情報データベース化検討会が設けられ、民事判決データの管理・活用を担う民間組織（情報管理機関）の立上げを前提に、2024（令和6）年7月報告書がまとめられ、民事裁判情報の活用の促進に関する法律が2025（令和7）年5月23日に成立した。法友会としては、民事判決データの管理及び利活用に引き続き関心を持ち、必要に応じて提言等を行うべきである。

#### (3) ODRの拡充問題

近年のITの発達に伴い、諸外国では、ADR（裁判

外紛争解決手続、Alternative Dispute Resolution）にオンライン手続が導入され、司法型、行政型、企業プラットフォーム型、独立型など幅広い機関によるODR（オンライン裁判外紛争解決手続、Online Dispute Resolution）が行われている。

わが国でも、ビジネス環境整備として、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続等の利用拡充・機能強化に関する検討が必要との認識の下、2019（令和元）年9月内閣官房・日本経済再生本部に「ODR活性化検討会」が設けられ、2020（令和2）年3月に「ODR活性化に向けた取りまとめ」が発表された。それによれば、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく認証紛争解決事業者の認証を取得することで、民間事業者がODRを活用したADRを実施できるとある。

その後、同年10月、法務省に「ODR推進検討会」（法務省）が設けられ、民間紛争解決手続における和解合

意への執行力の付与、認証紛争解決事業者の守秘義務強化等の検討がなされ、その成果として、2022（令和4）年3月、「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」が発表された。その後、法務省において2022（令和4）年8月「ODR推進会議」が設置され、基本方針に掲げられた推進目標及び推進策の効果並びに法務省の推進体制及び紛争解決業務の認証体制について検証を行うこと等とされた。

基本方針が指摘するとおり、ODRの基盤を整備するには、推進・フォローアップ体制が必要である。今後は各種の情報をを集め、ODRの実現と普及、そして健全な発展に向けた意見を発信するべきである。なお、2023（令和5）年度は、日弁連が実施機関となりODR実証事業が行われ、2024（令和6）年3月に報告書が発表されている。

## 第4 損害賠償制度の改革

### 1 司改審意見書

2001（平成13）年6月の司改審書意見書は、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、他人の違法な行為によって損害を受けた者がいる場合に、その被害者に生じた損害（精神的損害を含む）を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものと考えられる」として、従来からの填補賠償の考え方を踏襲しつつ、「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」として、損害額の認定について考慮することを示唆した。

しかし、それから10年以上を経た2013（平成25）年10月の民事司法懇の最終報告書においても、不法行為により精神的損害を受けた被害者に対する損害賠償が低額に過ぎること、加害者の手元に利益が残れば不法行為の抑止力とならないことなどが指摘され、慰謝料額適正化のため損害賠償算定ルールの創設が提案され

たが、依然として法制度としてはほとんど進展がみられない状況にある。

### 2 運用改善と日弁連の提言

もっとも、実務家からの問題提起は続いている。塩崎勤元裁判官の「名誉毀損による損害額の算定について」（判例タイムズ1055号4頁）では、産業計全労動者の平均年収額にほぼ相当する約500万円を名誉毀損の損害の一般的な平均基準額とすべきであるとの意欲的な提案がなされた。また、司法研修所が2001（平成13）年5月17日に開催した平成13年度損害賠償実務研究会の研究成果として、名誉毀損については、認容される損害額（慰謝料）が社会状況等の変化に対応することがなかったため、現在において、慰謝料額が低いという評価を受けるに至っているとの問題点を指摘し、適切な損害額算定のため、事案に応じメリハリのある認容額を導き出す適切な基準を設けること、判決において慰謝料算定の要素について具体的に記載することなどを検討する必要があるとの問題提起をした（判例タイムズ1070号4頁）。

しかし、裁判実務における損害賠償請求の認容額は

依然として低いのが実情であり、単に実務運用に委ねるだけでなく、実定法上の根拠を設ける必要がある。そこで、日弁連は、2022（令和4）年9月に「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」と「違法収益移転制度の創設を求める立法提言」を取り纏め、これらを公表した。前者は、民法に、財産以外の損害の賠償の額を定めるに当たり、裁判所が、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮するという規定を設けるというものであり、後者は、被害救済の充実・違法行為の抑止を目的として、民法等に、加害者が違法行為で得た収益の金額を考慮して裁判所が損害賠償額を定めうる制度の創設を提言するものである（なお、2023〔令和5〕年3月、日弁連主催のシンポジウムが開催されている。判例時報2576号5頁以下）。我が国の填補賠償の法体系の下で、一般法の中でこのような規定を設けうるのか、これが法制化された場合に十分な損害賠償額の高額化を導きうるのかなどの論点が残る。法友会としては、適正な損害賠償の額の要請の観点及び違法行為の抑止の観点から填補賠償の法体系自体の問直しを研究者とともに更に進め理論的な克服の試みを続けること並びにフォーラム等により世論を喚起すること等を通じて、日弁連の提言も踏まえた一般法としての民法の改正を目指すこ

とが望まれる。

### 3 特別法による規律について

2020（令和2）年3月に関係府省庁連絡会議が発表した「民事司法制度改革の推進について」では、知的紛争に限って、懲罰的損害賠償（悪性の強い行為をした加害者に対し、実際に生じた損害の賠償に加えて、さらに賠償金の支払を命ずることにより、加害者に制裁を加え、かつ、将来における同様の行為を抑止しようとする制度）又は利益吐き出し請求権（他人の権利を無断で利用した者がそれによって利益を取得した場合に、権利者がその利益の償還〔利益の剥奪〕を求める権利）の導入の要否を示唆している。仮に現時点で、法体系上、一般法に填補賠償と考えを異にする規定や制度を導入しづらいとすれば、日弁連の提言にこだわらず、特に損害賠償額の高額化が必要な分野の特別法をもって、一般法が予定する填補賠償と異なる考えに立った法制度を導入することも一案である。ただし、その際には、要件・効果の定め方、手続的保障の在り方などはもとより、表現の自由の萎縮効果、財産権の保障など憲法的価値との整合性も検討が不可欠であり、これらの点について、法友会で十分な検討を行う必要がある。

# 第2章 民事・商事諸制度の現状と課題

## 第1 民法（財産法）

### 1 物権法

#### (1) 改正法の主な内容

2021（令和3）年4月21日、民法等の一部を改正する法律（物権法、不登法等改正）、及び相続土地国庫帰属法が成立し、同月28日に公布された。

同改正法の主な概要は、①相隣関係規定の改正、②共有制度の見直し、③所有者不明土地管理制度等の新設、④相続関係規定の改正、⑤相続登記等の申請の義務化、相続人申告登記の創設、及び登記手続の簡略化、⑥氏名、名称及び住所変更の登記の申請の義務化、⑦相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定などが挙げられる。

#### (2) 積極的な取組みの必要性

今回の改正は、遺産分割における具体的相続分の規定の適用に時期的制約を課すことや、共有制度や相隣関係の規定の内容を見直すなどが想定されており、弁護士業務にも直接に関与するものである。また、国民生活に多大な影響を与えることになるので、今回の改正内容の概要等を周知徹底していくべく、弁護士会及び法友会・法友全期会としても引き続き積極的に活動していく必要がある。

## 2 担保法制

#### (1) 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の成立

2025（令和7）年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（以下、「譲渡担保法」という。）及び「譲渡担保権契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）が成立した。これらの法律は、一部の規定を除き、公布日である2025（令和7）年6月6日から起算して2年6月を超えない範囲内の政令で定める日から施行される。法改正に至る経緯は以下のとおりである。

#### (2) 動産担保法制改正への動き

わが国においては間接金融の役割が大きく、不動産、人的保証が伝統的に重視されてきたが、不動産価格が

下落し、個人保証の問題性が顕在化するなどの事態が生じ、新たな担保制度が必要とされている。さらに、UCC（米国統一商事法典）が動産・債権の担保制度を大幅に整理し、同様の制度を取り入れる国々が増えているという認識から、わが国においても動産・債権担保制度を法制化すべきという意見が高まっていた。とりわけ動産担保に関しては、目的物の占有を設定者の下にとどめておく典型担保制度が欠けており、判例法理により認められてきた譲渡担保権や所有権留保に関する実体的なルールを明文化し、より合理的なものとすべきとの意見が有力となっていた。

#### (3) 研究会での検討の状況

以上のような問題状況を踏まえて、立法準備作業として、まずは公益社団法人商事法務研究会内に、「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」（以下「研究会」という。）が組織され、2019（平成31）年3月から2021（令和3）年3月までの間、合計で28回の会議が開催された。この研究会に日弁連も3名の弁護士委員を推薦した。

この研究会において精力的な検討が行われ、第12回会議において、「動産・債権等を目的とする担保権についての中間的な議論の整理」が、また、最終の第28回会議において、「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会 報告書」がそれぞれ取りまとめられている。この報告書では、動産担保に関して、新たな典型担保物権の規定を設ける担保物権創設型ではなく、担保目的で所有権が譲渡された場合や留保された場合に関する規律を設けるという担保目的取引規律型の制度を主提案とする方針が示された。さらには、動産、債権その他の財産権について、統一的な担保制度と登記制度を設けること（いわゆるUCC型）の適否についてもなお検討する必要があるとの提言も付されていた。

#### (4) 法制審議会における部会設置と検討の状況

##### ア 諮問第114号と担保法制部会の設置

上記研究会での検討結果を踏まえ、2021（令和3）年2月10日に開催された法制審議会総会第189回会議に

おいて、「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」との諮詢第114号が示された。

これに基づき、法制審議会内に担保法制部会（以下「法制審部会」という。）が設置され、2021（令和3）年4月13日、第1回会議が開催され、部会長に道垣内弘人専修大学教授、部会長代理に沖野眞巳東京大学教授が指名された。

#### イ 部会での審議の状況

法制審部会では、2025（令和7）年1月28日、第51回の会議において、前回一致で「担保法制の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。同要綱案取りまとめに至るまでの審議の状況は以下のとおりである。

2022（令和4）年12月6日開催の第29回会議で、「担保法制の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、事務局作成の「担保法制の見直しに関する中間試案の補足説明」も併せて公表され、2023（令和5）年1月20日付で意見募集に付された。上記中間試案に対しては合計73通の意見があった。

2023（令和5）年2月14日開催の第30回会議及び同年3月14日開催の第31回会議では、商法や労働法の研究者、公益財団法人リース事業協会、事業会社（商社、食品卸売業、金融）、ABL協会からの参考人ヒアリングが行われた。

同年4月25日開催の第32回会議以降、2025（令和7）年1月28日開催の第51回会議までに、「担保法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（1）～（15）」と「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台1～4」が審議されている。「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台2」の項目は、①定義、②譲渡担保契約に関する総則規定、③動産譲渡担保契約の効力、④集合動産譲渡担保契約の効力、⑤債権譲渡担保契約の効力、⑥集合債権譲渡担保契約の効力、⑦動産譲渡担保権の実行譲渡担保権・留保所有権⑧集合動産譲渡担保権の実行、⑨債権譲渡担保権の実行、⑩集合債権譲渡担保権の実行、⑪その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行、⑫強制執行等の特例、⑬動産譲渡担保権の実行のための裁判手続、⑭破産手続等における譲渡担保権の取扱い、⑮所有権留保契約、⑯民法の

見直し、⑰民事執行法の見直し、⑱民事再生法の見直し、⑲外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し、⑳会社更生法の見直し、㉑動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直しである。また、「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討（11）及び（13）において、労働債権を有する者その他一般債権者を保護するための規律についてが検討された。

#### （5）弁護士会の取組み

##### ア 日弁連

日弁連は、研究会及び法制審部会に出席している弁護士委員・幹事をバックアップする目的で、司法制度調査会内にバックアップ会議を設置し、法制審部会の開催に合わせて会議を開催し、法制審部会第51回会議までバックアップ会議を開催した。

日弁連は、「担保法制の見直しに関する中間試案」に対しては、2023（令和5）年3月16日付で法務省に意見書を提出した。

##### イ 東京弁護士会

東京弁護士会においては、法制委員会が主体となって委員会内に担当部会を設置し、法制審部会に先立ち事前検討を行い、意見形成を図ったうえでその内容を日弁連のバックアップ会議に提供している。

東京弁護士会は、「担保法制の見直しに関する中間試案」に対しては、2023（令和5）年1月31日付で法務省に意見書を提出した。

##### ウ 法友会

日弁連や東京弁護士会の上記活動を支えるために、多くの法友会員が日弁連司法制度調査会や東京弁護士会法制委員会の委員を務め、また、上記のバックアップ会議や法制委員会内の部会のメンバーとなり、弁護士会の意見形成に寄与している。

#### （6）譲渡担保法の概要

##### ア 譲渡担保法の趣旨

譲渡担保法は、譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実効、破産手続におけるこれらの権利の取扱い等について定めるものである（同法第1条）。動産や債権等を目的として実務上使われてきた譲渡担保や所有権留保について、明文の規定を整備し、動産（機械設備・在庫商品等）や債権（売掛債権等）を担保とする融資を促進すること、また、譲渡担保権等の優劣に関するルールや実行方法、倒産

手続における取扱い等を見直して、譲渡担保権の公示性の向上、債務者の事業再生の利益等の観点からルールの合理化を図るものである。主な改正点は以下のとおりである。

#### イ ルールの明文化・明確化

##### (ア) 動産譲渡担保権設定者の権限を明文化

動産譲渡担保の特徴は、質権と異なり、設定者が引き続き担保目的物を利用することができる点にあるが、設定者の使用収益権限は契約当事者間の合意内容に委ねられていた。改正法は、動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産をその用法に従い、使用収益権を有することを明文化した（同法29条）。

##### (イ) 集合動産・集合債権譲渡担保権に関する規律

実務上、集合動産や集合債権の譲渡担保は多く利用されている。改正法は、集合動産・集合債権譲渡担保権の設定が可能であることを明文化（同法40条・53条）した。また、設定者が集合動産の処分ができる（42条）、集合債権については、当事者間の合意により設定者に取立権を付与できること（53条）、設定者が集合動産の処分や集合債権の取立ができる場合、譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて担保目的物を減少させないよう維持すべき担保価値維持義務を設定者が負うことを明文化した（43条・54条）。

##### (ウ) 根譲渡担保権の効力に関する規律

実務上、不特定の債権を担保する譲渡担保が利用されている。改正法は、根譲渡担保権の譲渡や元本確定事由などの根譲渡担保権に関する規律を設け、その内容を明確化した（13条から26条）。

#### ウ ルールの合理化

##### (ア) 動産譲渡担保権と他の担保権が競合した場合の優劣関係

同じ財産について、譲渡担保権や他の担保権が競合する場合があり、その場合の優劣は対抗要件具備の先後によって、順位が定まるものと取り扱われていた。改正法は、この点を明文化した（32・49・55条等）。この原則には2つの例外がある。

1つ目は、占有改定劣後ルールである。

現行法において、占有改定は、他の引渡方法と同等の対抗要件として位置づけられている。しかし、占有改定は、外部から認識できない対抗要件であるため、新たに動産に担保権を設定しようとする者にとって、優先する担保権の有無を判断することが困難である。

そこで、改正法は、占有改定による対抗力は登記等その他の対抗要件に劣後するものとし（36条）、譲渡担保権の公示性の向上を図った。

2つ目は、牽連性担保権の優先である。

譲渡担保動産の代金支払債務等の担保目的物と牽連性ある金銭債務等のみを担保するための動産譲渡担保権（所有権留保も同様）については、引渡しなくても第三者に対抗することができることとした（31・37条）。担保目的物である動産と牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保（所有権留保も同様）は、設定者の事業継続の観点から優先的に取り扱う必要性が高いことが理由である。

##### (イ) 私的実行に関する規律

譲渡担保権の有用性の一つは、私的実行ができる点にある。改正法は、私的実行が可能であることを明文化した（60・61条）。また、動産譲渡担保権については、私的実行に加え、裁判所の手続によっても実行できることとし、動産譲渡担保権実行のための保全処分（75条）、実行前の引渡命令（76条）及び実行終了後の引渡命令（78条）を創設した。

私的実行の方法は、判例法理を踏襲し、「帰属清算方式」と「処分清算方式」を規定し、具体的な手続を定めた。また、設定者が事業の再生に必要な財産を確保することができるよう担保権実行通知から2週間の猶予期間を設けた（72条）。

##### (ウ) 倒産手続における取扱い

判例上、譲渡担保権や所有権留保は、倒産手続において、担保権として取り扱われている。改正法は、この判例法理を明文化した（97条1項）。

民事再生や会社更生における担保権実行中止命令について（民再31条・会更24条）、実務上、譲渡担保権等も対象とされていたが、改正法はこれを明文化した（97条3項・4項）。また、民事再生・会社更生等における担保権実行手続取消命令を新設した（99・104条）。集合動産や集合債権譲渡担保権の実行通知がなされると、設定者は動産処分権限や債権取立権限を失うが、設定者の事業の再生・継続のために、設定者の権限を回復させるものである。

集合動産や集合債権譲渡担保権は、設定後に設定者が取得する動産や債権にもその効力が及ぶものであるが、設定者について倒産手続が開始された場合の効力については議論があった。改正法は開始決定後に設定

者が取得する動産や債権については原則として担保権の効力は及ばないことを明確化した（106・107条）。また、集合動産や集合債権譲渡担保権の設定者の行為の否認の要件について明確化し、危機時期以後において、担保権者の債権の弁済に充てるためだけのために、担保の目的範囲に動産を加入させたり、債権を発生させたりする行為が否認の対象となると規定した（108条）。

#### （イ）一般債権者の弁済原資を確保するための方策

集合動産や集合債権譲渡担保は設定者の財産を広範囲で担保設定することになるため、労働債権者等の一般債権者の弁済原資が著しく減少するおそれがある。そこで、改正法は、集合動産・集合債権譲渡担保権実

行後、1年以内に設定者について倒産手続開始の申立てがあり、その申立てにより、倒産手続の開始決定等があったときは、担保権者は、a) 担保目的物（動産・債権）の価格の9割相当額とb) 担保権実行費用と被担保債権の元本の合計額とのいずれか大きい額を超える額相当額を倒産財産に組み入れなければならないものとした（71条1項、111条）。

改正法は、概ね、判例法理や実務の取扱いを明文化・明確化するものである。改正法により法律関係の予見可能性、取引の安定性が高められ、不動産担保や連帯保証に頼らない資金調達がより一層促進されることを期待する。

## 第2 民法（親族法）家族法制に関する法制上の動向

### 1 家族法制改正の動き

民法のうち家族法については、2018（平成30）年の相続法改正以降、2018（平成30）年の成年年齢引下げ、2019（令和元）年の特別養子制度の改正等、さまざまな改正が実現されてきたが、特に国民の注目を集めているのが、父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする2024（令和6）年に成立した家族法制に関する改正法である。

### 2 法制審議会における部会設置と審議状況

2019（令和元）年11月、公益社団法人商事法務研究会内に、家族法研究会が組織され（座長は大村敦志学習院大学院法務研究科教授）、家庭裁判所判事、関係省庁として最高裁判所、法務省、厚生労働省が参加するほか、東弁からは2名の会員（うち1名は法友会会員）が弁護士会推薦の委員として参加した。

2021（令和3）年2月10日に開催された法制審議会総会第189回会議では、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」との諮問第113号が示された。これに基づき、法制審議会内に家族法制部会（以下、「法制審部会」という。）が設置され（部会長は家族法研究会と同じく大村敦志教授）、

2021（令和3）年3月30日の第1回会議以降、足掛け3年にわたって合計37回の会議が開催された。

### 3 最大の論点としての離婚後共同親権

審議された様々な論点の中で、最も激しい意見対立が見られるのが、離婚後共同親権の導入（離婚後単独親権制度の見直し）の是非だろう。離婚後共同親権の必要性が指摘される背景には、養育費の不払問題や国連の児童の権利委員会による改善勧告があるが、他方で、わが国の離婚原因の多くがDVやモラルハラスメントであるとの認識のもと、離婚後もDV加害者が子の養育に関与することで、婚姻中の支配従属関係が継続することに強い懸念を示し、離婚後共同親権の導入に強く反対する意見もあった。

このように、離婚後共同親権の導入に関しては、弁護士の抛って立つ立場により鋭い意見対立が見られるところ、法制審部会が2022（令和4）年12月に示した中間試案では、離婚後も父母双方を親権者とすることを選択できる規律を導入するという【甲案】と現行法を維持するという【乙案】が併記されていた。

### 4 弁護士会の取組み

日弁連では、法制審部会の設置にあたり弁護士委員を推薦し、弁護士委員を支援する目的でバックアップ会議を設置して、毎回の法制審部会の会議にわせてバ

ックアップ会議を開催した。また、中間試案に対するパブリックコメントに向けて日弁連の意見書案を作成し、全国の単位会や日弁連の関連委員会に対し意見照会を実施した。そして、日弁連が、2023（令和5）年2月16日付で法務省に提出した中間試案に対する意見書で、共同親権の導入に関して、意見照会の結果、賛否に関する種々の意見が寄せられたため、日弁連として一致した意見の表明を見送る内容としつつ、意見書の「意見の理由」では、今後の法制審等での議論に資するよう、諸外国における法制度などを参照しつつ、共同親権の導入の賛否について考えうる論点を可能な限り盛り込んだ。

東弁では、法制委員会が主体となって委員会内に担当部会を設置し、家族法制に関する外国法制研究や判例研究と並行して毎回の部会での会議に向けた事前検討及び意見形成を図り、その内容を日弁連のバックアップ会議で報告してきた。また、弁護士の間で激しい意見対立が予想される本テーマにつき、東弁の意見をWebツールを利用して広く会員から意見を募集しつつ、合計5回にわたる常議員会での審議・討論の結果、2023（令和5）年1月11日の常議員会にて、「家族法制の見直しに関する中間試案」に関する意見書を採択した。同意見書では、離婚後共同親権の可否については、会内で意見対立があったことから日弁連意見書と同様、両論併記の形をとった。

法友会に関しては、法制審部会委員1名及び日弁連バックアップ会議委員1名がそれぞれ法友会会員であることに加え、複数の法友会会員がこれら各委員の活動を支えるため、日弁連及び東弁に設置されたバックアップ会議に参加し、弁護士会の意見形成に寄与してきた。また、法友会政策委員会では、東弁からの意見照会に答えるため、2022（令和4）年7月に臨時政策委員会を開催して、本テーマにつき議論した。さらに、東弁の上記意見書を作成するため、東弁からの意見照会に対し、法友会および法友全期会がそれぞれ意見書を提出した。

## 5 改正法の成立と今後の展望

2024（令和6）年5月17日、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号、以下「改正法」という。）が成立した。改正法の公布は同年5月24日で、施行は公布の日から2年以内とされていたが、2025（令和7）

年10月の閣議で、公布の日が正式に2026（令和8）年4月1日と決定した。

改正法によれば、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める」（改正後819条1項）とされているが、これは離婚後の選択的共同親権であると評価する見解が多い。そして、協議離婚において合意が成立しない場合や裁判離婚の場合には、家庭裁判所が単独親権にするか共同親権にするかを定めることとされている（改正後819条2項、5項）。その際、家庭裁判所は、「子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない」（改正後819条7項柱書）とされており、特にDVや子への虐待のおそれのある事案で共同親権が定められることがないように配慮がされている。また、いったん決めた親権者を家庭裁判所が後に変更することも可能であるが、その際の判断基準として、「父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無」、裁判外紛争解決手続の利用の有無、公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとされている（改正後819条8項）。なお、共同親権とされている場合でも、急迫の事情があるときや日常行為について親権を行使するとき等には、父または母は単独で親権を行使することができる（改正後824条の2第1項3号、第2項等）。

このように改正法は成立したものの、DVや子への虐待の事案を念頭に置いた共同親権への懸念等、問題点は多い。衆議院で12項目、参議院で15項目の附帯決議が付されたことも、改正法に多くの問題点が含まれていることを示唆するものであろう。また、改正法が施行されれば、既に単独親権になっている元夫婦の一方から親権者変更の申立てが多発することが予想され、家庭裁判所の負担が重くなることも懸念される。改正法施行までの残された期間に、家庭裁判所の体制の充実等に期待する一方で、弁護士会としても、研修等の実施によりこの問題についての理解を深め、来るべき改正法施行に備えて万全の準備をする必要があろう。なお、法友会では、業務改革委員会を中心に知見を共有しつつ、本改正の解説本である『令和4年・6年改正でこう変わる！Q&A家族法制』（ぎょうせい、2025年2月）をいち早く出版するとともに、2025（令和7）年2月に会員向けの研修を実施した。また、同年9月には上記研修を担当したメンバーにより、日弁連北海道ブ

ロックにて同内容の研修が実施された。

## 第3 会社法改正と企業統治の改革

### 1 改正法の主な内容

改正会社法（以下、「改正法」という。）は、2019（令和元）年12月11日に公布された。また、2020（令和2）年11月27日には、改正法に伴う法務省関係省令、会社法施行規則及び会社計算規則等が公布された。

改正法の主な内容は、①株主総会資料の電子提供制度、②株主提案権の「濫用的行使」の有無と規制の必要、③取締役の報酬等、会社補償及びD&O保険（役員賠償責任保険）・責任限定、④新たな社債管理制度、⑤社外取締役の選任の義務付等、⑥株式交付、⑦代表訴訟における和解の規律、⑧取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備である。今後も、企業統治のあり方は、企業家だけの問題ではなく社会問題でもあるとの視点から取り組んでいく必要がある。

### 2 改正後の実務における課題

上記②（株主提案権の「濫用的行使」の有無と規制の必要）について、現状では、企業不祥事に端を発して株主提案権が行使される場合が少なくないから、安易に株主提案権の行使を規制するべきではない。

上記③（取締役の報酬等、会社補償及びD&O保険〔役員賠償責任保険〕・責任限定）については、取締役

が株主への配当さえ増やすことに応じて多額の報酬を受け取ることができ、さらに、取締役がリスクをとりやすくするために責任軽減の範囲を広げるという方向性には、社会の公器としての会社のあり方として、限界があることを認識して議論すべきであろう。

上記④（新たな社債管理制度）について、社債管理補助者の資格要件である「その他法務省令で定める者」として弁護士及び弁護士法人が想定されているところであり、改正後の実務についても、積極的に検討する必要がある。

### 3 新たな改正に向けた検討

法務大臣による2025（令和7）年2月10日付諮問第127号を受けて、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会が設置された。そこでは、株式の発行の在り方（株式の無償交付の対象範囲、株式交付制度、現物出資制度）、株主総会の在り方（バーチャル株主総会制度、実質株主確認制度、その他）、企業統治の在り方（指名委員会等設置会社制度、その他）等に関する規律の見直しが検討されている。これまでの経緯を踏まえつつ、丁寧に検討していくことが必要である。

## 第4 労働法制の改革と働き方の多様化

### 1 はじめに

コロナの蔓延により職場から離れた場所で働くリモートワークが増え、特に若年層では働く場所・時間の自由を希望する人の割合が増えているように、近年、働き方の多様化が進んでいる。

2018（平成30）年6月29日、働き方改革関連法（正式には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）は、労働基準法をはじめとした各種法律の一部を改正し、働き方の多様化を推し進めようとするものであるが、同法以外でも多様化する働き方に対応すると共に、弱者を保護すべく様々な法改正等

がなされており、今後の動きに継続して注目する必要がある。

### 2 働き方改革関連法について

#### (1) 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正（労基法改正）

我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、仕事と子育てや介護との両立、ワーカーライフバランスを確保するために、長時間労働の是正が検討されている。

具体的には、労働基準法36条所定のいわゆる36協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の

限度が労働基準法の改正で定められた。時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）、月45時間を上回る回数は年6回までを限度とするものである。なお、かかる規制は、大企業については2019（平成31）年4月1日から、中小企業については2020（令和2）年4月1日から適用されている。そして、その適用が猶予されていた工作物の建設の事業（災害時の復旧・復興事業）とその関連事業、一般乗用旅客自動車運送事業、医業に従事する医師も2024（令和6）年4月1日から一部特例は付くものの適用されることを受けた「2024年問題」は、当初懸念されたような大規模な物流停滞はないものの、根本的な解決がなされているわけではなく、依然として注視が必要である。なお、新たな技術、商品または役務の研究開発にかかる業務については適用が除外されたままである。

## （2）高度プロフェッショナル制度（高プロ）の創設（労基法改正）

労働基準法で労働時間については1日8時間、週40時間以内と法定されている（法定労働時間）。この法定労働時間を超えて働く場合には残業代の支払いが義務づけられているが、労働基準法の改正によって導入された高度プロフェッショナル制度（2019〔平成31〕年4月1日施行）では、ホワイトカラーを対象に年収1,075万円以上の高い収入がある専門的な職業を、労働時間の規制や残業代、休日・深夜の割増賃金の支払い対象から除外するとしている。具体的には、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」業務に就き、かつ、「基準年間平均給与額（労働者一人当たりの給与の平均額）の三倍の額を相当程度上回る水準」（1,075万円以上）の年収がある者が対象となる。想定されている対象としては、金融ディーラーや研究開発職といった「働いた時間と成果の関連性が高くない仕事」が挙げられている。しかし、実務界（労働者側）からは、今後、対象業務や年収要件が緩和され、規制除外の対象が拡大していくのではないかという懸念の声もある。この高度プロフェッショナル制度に関しては、冒頭に触れた他、自由な働き方の裁量を奪うこと（労働時間への指示や納期・期限の設定等）の禁止を省令で明確に規定することな

どを求める附帯決議が13項目あり、継続的な議論が必要であろう。

## （3）同一労働同一賃金による非正規雇用の待遇改善

同一労働同一賃金制度の導入の名のもとに、全雇用者の4割を占める非正規雇用労働者について、同一企業内における正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の是正を図るべく、各賃金項目の「均等・均衡」原則が明記されるとともに、待遇差の内容・理由等の説明義務、行政による履行確保措置・ADRが整備された（大企業は2020〔令和2〕年4月1日施行、中小企業は2021〔令和3〕年4月1日施行）。これは、正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）間の不合理な待遇格差の解消を目指すものであり、合理的な待遇格差は許容するものである。また、何が不合理な待遇差なのかを具体的に明示する「ガイドライン」が出ているところにも特色がある。

なお、本法律成立前の2018（平成30）年6月1日、最高裁において、同一労働同一賃金に関する注目を集めた「長澤運輸事件」「ハマキヨウレックス事件」の判決がなされ、有期雇用労働者と正規雇用労働者間、定年後継続雇用労働者と正規雇用労働者間の賃金・各種手当に関する格差の合理性が判断されており、その後、2020（令和2）年10月13日の「大阪医科大学事件・メトロコマース事件」、同月15日の「日本郵便（佐賀・東京・大阪）事件」、2023（令和5）年7月20日の「名古屋自動車学校事件」と合わせ、待遇格差の合理性の判断に当たっては、今後もガイドラインと合わせた検討が必要となる。

## （4）その他

### ア　月60時間を超える時間外業務に関する中小企業への猶予措置の撤廃（労基法改正）

現行法上、月60時間を超える時間外業務にかかる割増賃金率（50%）について、中小企業に関する猶予措置が規定されていたが、この猶予措置は撤廃された（2023〔令和5〕年4月1日施行）。

### イ　5日の年次有給休暇を取得させる使用者に対する義務（労基法改正）

使用者は、有給休暇が10日以上（半年以上継続勤務）である労働者に対して、5日について有休消化せなければならぬとされ（2019〔平成31〕年4月1日から）、労働者の有給休暇の取得を促すこととした。

## ウ 労働時間の把握の義務化（労衛法改正）

これまで賃金台帳の作成義務を通じた労働時間の記入義務があるのみで、使用者に対する労働時間の把握については、厚労省のガイドラインに定められていましたが、管理職裁量労働制の適用対象者含め、健康の保持の観点から全労働者を対象に労働時間の把握義務が明文化された（2019〔平成31〕年4月1日施行）。

## エ フレックスタイム制の清算期間の見直し（労基法改正）

フレックスタイム制の「清算期間」の上限はこれまで1ヶ月であったが、これを3ヶ月に延長し、より柔軟な働き方を可能とした（2019〔平成31〕年4月1日施行）。

## オ 勤務間インターバル制度導入の努力義務（労働時間等設定改善法改正）

既にEUでは導入されているインターバル制度（終業から始業までの時間の設定）の導入を努力義務としている。なお、EUではインターバルは11時間とされている。

## カ 産業医・産業保健機能の強化（労衛法等改正）

従業員50人以上の事業所に対し選任が義務付けられている産業医に対する、事業者の情報提供の義務化をはじめとした権限強化が図られている。

## キ 賃金

民法の改正に伴い、債権の消滅時効が原則5年に統一されることを受け、賃金請求権の消滅時効について、2020（令和2）年4月1日施行の改正民法と同様に5年に延長されたが（労基法115条）、経過措置として当分の間は3年（労基法143条3項）とされた（但し、退職金は5年）。

政府は最低賃金について、63円の引き上げを目安としたこともあり、2025（令和7）年度の全国加重平均1,121円、全ての都道府県で1,000円を越えることとなった。

## 3 働き方の多様化に関する法改正

### （1）就業環境の整備に関する法改正

ハラスメントについて、事業主に対する雇用管理上の措置義務が新設され、対策の強化が図られた（労働施策総合推進法等）。その結果、大企業は2020（令和2）年6月から、中小企業も2022（令和4）年4月から、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられようになった。

また、2019（令和元）年12月27日、育児・介護休業法施行規則等が改正され、2021（令和3）年1月1日から、時間単位で育児介護休業を取得できるようになり、2022（令和4）年4月1日からは、それまで育児介護休業の申し出要件となっていた1年間の雇用継続が要件から削除され、育児休業等についての周知義務が会社に義務付けられることとなった。2022（令和4）年10月より「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設され、2023（令和5）年4月に設定された事業主の育児休業取得状況の公表義務は、2025（令和7）年4月からはその対象を300人を越える事業主に拡大し、2025（令和7）年4月からは、子の看護等休暇や介護休暇の取得事由や対象労働者の拡大（要件緩和）、事業者への意向確認の義務付け等、労働者の離職を防ぐための就業環境の整備が図られている。

### （2）フリーランス保護新法

働き方の多様化に伴い、事業そのものを請け負う、いわゆるフリーランスで働く者が増加する中で、労働関係法令の適用がなく労働者よりも弱い立場に立たされる可能性のあるフリーランスを保護すべく、委託時に契約内容の書面等による明示等を定めた特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス保護新法）も2024（令和6）年11月1日に施行されている。

## 第5 知的財産権にかかる紛争解決制度

### 1 知的財産権紛争の動向

知的財産権関係民事事件の新受件数（全国地裁第一審）は、2015（平成27）年には535件であったところ、2019（令和元）年は511件、2024（令和6）年は508件

である。同事件の平均審理期間（全国地裁第一審）は、2015（平成27）年には14.1月であったところ、2019（令和元）年は14.9月、2024（令和6）年は14.5月である。

また、知財高裁における審決取消訴訟の新受件数は、

2015（平成27）年には263件であったところ、2019（令和元）年は174件、2024（令和6）年は116件である。同事件の平均審理期間は、2015（平成27）年には8.7月であったところ、2019（令和元）年は8.6月、2024（令和6）年は8.3月である。

## 2 近時の実体法改正の動向

近時の知的財産権関係の実体法の主な改正としては以下のようなものがある。なお、下記いずれの法令も、2022（令和4）年には民事裁判手続IT化に関連した改正並びに懲役刑及び禁錮刑の拘禁刑への一本化に関連した改正がなされている。

### （1）特許法（2023〔令和5〕年改正）

2023（令和5）年改正では、コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備（送達制度の見直し、書面手続のデジタル化等のための見直し等）がなされた。

### （2）商標法（2023〔令和5〕年改正）

2023（令和5）年改正では、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランドデザイン等の保護強化（登録可能な商標の拡充－権利者の同意がある場合や他人の氏名を含む商標について）、②コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備（書面手続のデジタル化等のための見直し等）がなされた。

### （3）不正競争防止法（2023〔令和5〕年改正、2025〔令和7〕年改正）

2023（令和5）年改正では、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランドデザイン等の保護強化（デジタル空間における模倣行為の防止、営業秘密・限定提供データの保護の強化）、②国際的な事業展開に関する制度整備（外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充、国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化）がなされた。

2025（令和7）年改正では、刑事手続IT化に関連した改正がなされた。

### （4）著作権法（2023〔令和5〕年改正）

2023（令和5）年改正では、①著作物等の利用に関

する新たな裁判制度の創設等（権利者の意思が確認できない著作物等の利用円滑化等）、②立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置、③海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しがなされた。

## 3 紛争解決制度の充実に向けて

### （1）日弁連知的財産センター

日弁連知的財産センターは、知的財産権の確立・普及等を進め、よりよい知的財産制度の発展を図るとともに、弁護士である会員が知的財産業務に関与するための施策を企画する等の活動に取り組むことを目的として設置されたものであり、知的財産権に関する制度及び政策提言等に関する活動や、知的財産権の確立・普及及び人材育成等に関する活動を行っている。

実務を担う弁護士の立場から積極的な意見発信を行っていくことや研修・講演等を通じて知的財産業務に精通する弁護士の育成を行っていくことは、知的財産権にかかる紛争の解決を適切かつ迅速に行うために重要なことである。

### （2）日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センターは、日弁連と日本弁理士会が設立したADR機関であり、東京本部のほか、関西及び名古屋の2支部と、北海道、東北、中国、四国及び九州の5支所とがあり、全ての高裁所在地に設置されている。一定の知的財産権に関する紛争については、東京地裁又は大阪地裁の専属管轄となるが（民事訴訟法6条）、同センターの支部・支所は、これらの地裁に提訴することが困難な当事者に、訴訟に代わる紛争解決手段を提供するものといえる。

同センターは、相談、調停、仲裁等の業務を行うとともに、特許発明の技術的範囲や特許等の無効事由の有無等を判断する判定サービス（センター判定）等も提供しているが、同センターに申し立てられた調停又は仲裁事件は、2008（平成20）年以降は年間10件未満で推移しており、さらなる認知度の向上や利用促進の方策を検討・実施する必要がある。